特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂　新旧対照表

（下線部分は改訂部分）

改　訂　案	現　行
2　特定適格消費者団体の認定 （８）業務規程の記載事項（法第71条第４項第２号及び第５項関係） ソ　その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項 規則第８条第６号に規定する「その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項」とは、上記イからセまでに規定する事項のほかに、被害回復関係業務の実施に必要な事項をいい、以下の事項が含まれていなければならない。 (ｱ)　（略） (ｲ)　本人確認に関する事項 特定適格消費者団体は、授権をした対象消費者等の権利を実現させる事務を行うことに鑑み、授権をした対象消費者等が本人かどうか確認することが必要となる。本人確認は、特定適格消費者団体がこれを怠った場合は、真の権利者から賠償請求される可能性があることを踏まえ、適切な方法で行われる必要がある。適切な方法としては、例えば、特定適格消費者団体が授権をしようとする消費者と対面し運転免許証、パスポート又はマイナンバーカードといった本人確認書類の提示を受けて本人かどうか確認する方法のほか、本人限定受取による郵便等を用いる方法、対象消費者等から本人確認書類の写しの交付を受ける方法などが該当する。	2　特定適格消費者団体の認定 （８）業務規程の記載事項（法第71条第４項第２号及び第５項関係） ソ　その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項 規則第８条第６号に規定する「その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項」とは、上記イからセまでに規定する事項のほかに、被害回復関係業務の実施に必要な事項をいい、以下の事項が含まれていなければならない。 (ｱ)　（略） (ｲ)　本人確認に関する事項 特定適格消費者団体は、授権をした対象消費者等の権利を実現させる事務を行うことに鑑み、授権をした対象消費者等が本人かどうか確認することが必要となる。本人確認は、特定適格消費者団体がこれを怠った場合は、真の権利者から賠償請求される可能性があることを踏まえ、適切な方法で行われる必要がある。適切な方法としては、例えば、特定適格消費者団体が授権をしようとする消費者と対面し運転免許証、パスポート、写真付の住民基本台帳カード又はマイナンバーカードといった本人確認書類の提示を受けて本人かどうか確認する方法のほか、本人限定受取による郵便等を用いる方法、対象消費者等から本人確認書類の写しの交付を受ける方法などが該当する。

４　被害回復関係業務等 （４）簡易確定手続申立団体による公告等（法第26条関係） ア及びイ　（略） ウ　公告すべき事項 法第26条第１項の規定により公告すべき事項は、以下の事項である。 (ｱ)及び(ｲ)　（略） (ｳ)　共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾、第２条第４号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解がされた場合には、その内容） 法第26条第１項第３号に規定する「共通義務確認訴訟の確定判決の内容」には、主文と事実及び理由の概要が含まれていなければならない。 同号に規定する「請求の認諾…がされた場合には、その内容」には、認諾に係る電子調書に記録された請求の内容と認諾した旨の文言が含まれていなければならない。 法第２条第４号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解がなされた場合は、和解に係る電子調書に記録された和解条項を公告すべきことになる。 なお、簡易確定手続申立団体は、公告を閲覧した対象消費者等が理解しやすいよう配慮しなければならない。確定判決の主文、認諾に係る電子調書に記録された請求の内容及び認諾した旨の文言並びに和解条項については、誤解が生じないようにそれらを転記した上で、補充的に分かりやすく記載する必要がある。	４　被害回復関係業務等 （４）簡易確定手続申立団体による公告等（法第26条関係） ア及びイ　（略） ウ　公告すべき事項 法第26条第１項の規定により公告すべき事項は、以下の事項である。 (ｱ)及び(ｲ)　（略） (ｳ)　共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾、第２条第４号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解がされた場合には、その内容） 法第26条第１項第３号に規定する「共通義務確認訴訟の確定判決の内容」には、主文と事実及び理由の概要が含まれていなければならない。 同号に規定する「請求の認諾…がされた場合には、その内容」には、認諾調書に記載された請求の内容と認諾した旨の文言が含まれていなければならない。 法第２条第４号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解がなされた場合は、和解調書に記載された和解条項を公告すべきことになる。 なお、簡易確定手続申立団体は、公告を閲覧した対象消費者等が理解しやすいよう配慮しなければならない。確定判決の主文、認諾調書に記載された請求の内容及び認諾した旨の文言並びに和解条項については、誤解が生じないようにそれらを転記した上で、補充的に分かりやすく記載する必要がある。

５　監督 （１）帳簿書類（消費者契約法第30条関係） ア　（略） イ　個別事項 消費者契約法施行規則第21条第２項に規定する特定適格消費者団体が作成・保存すべき帳簿書類は、以下のとおりである。 (ｱ)　（略） (ｲ)　被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの 被害回復裁判手続の事案ごとに、時系列に従って以下の事項を記載するものとする。 (a)～(e)　（略） (f)　共通義務確認訴訟において第一審判決があった場合には、判決をした裁判所、事件番号、判決日、被告の氏名又は名称、主文、対象債権及び対象消費者の範囲並びに理由の概要 なお、電子判決書に記録された内容を出力した書面で代えることができるものとする。	５　監督 （１）帳簿書類（消費者契約法第30条関係） ア　（略） イ　個別事項 消費者契約法施行規則第21条第２項に規定する特定適格消費者団体が作成・保存すべき帳簿書類は、以下のとおりである。 (ｱ)　（略） (ｲ)　被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの 被害回復裁判手続の事案ごとに、時系列に従って以下の事項を記載するものとする。 (a)～(e)　（略） (f)　共通義務確認訴訟において第一審判決があった場合には、判決をした裁判所、事件番号、判決日、被告の氏名又は名称、主文、対象債権及び対象消費者の範囲並びに理由の概要 なお、判決書の写しで代えることができるものとする。